

第3項 在宅医療・地域ケアの推進

1 在宅医療の推進

在宅医療の望ましい将来像

今後一層、高齢化が進展する社会においては、本人が望む場合に、住み慣れた自宅や地域で生活を送れ、安心して人生の最期までを過ごすことができる在宅医療体制の確立が求められます。

重点的に取り組むべき施策

在宅医療を担う専門職の確保・育成

医療機関と介護事業者の連携の推進

医師、歯科医師、薬剤師、看護師、歯科衛生士、栄養士、ケアマネジャー等の医療従事者等の連携による支援体制の構築支援

ターミナルケアや緩和ケア及び24時間対応が可能な支援体制の整備

在宅療養支援型の亜急性期病院など緊急時に対応可能な体制の整備

2 介護サービスの推進

介護サービスの望ましい将来像

予防と自立支援の理念を尊重し、最後まで本人の「尊厳ある生活」を支えることができる介護サービスの提供体制の確立が求められます。

重点的に取り組むべき施策

身近な生活圏域内で完結した介護サービス基盤の整備

必要に応じた多様な介護サービスの供給の確保

認知症高齢者に対する支援体制や認知症ケアの確立

介護予防の推進

インフォーマルサービスの推進

サービスの質の向上及び人材の確保・育成